

平成十九年四月二十七日受領
答弁第一九二号

内閣衆質一六六第一九二号

平成十九年四月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する第三回質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する第三回質問に対する答
弁書

一及び二について

お尋ねについては、個人のプライバシーにかかわる内容であることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

三について

お尋ねについては、先の答弁書（平成十九年三月二十七日内閣衆質一六六第一二八号）においてお答えしたとおり、平成十五年、丹波元ロシア連邦駐箚特命全権大使から外務省に対し、著作を出版するに当たって相談があり、これに対して、在職中の事項に関する著作を出版するに当たって留意すべき点について、上月豊久ロシア課長が説明を行った事例がある。

四について

在職中の事項に関する著作を出版するに当たって留意すべき点として、丹波元ロシア連邦駐箚特命全権大使に対して、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百条第一項の規定等について説明してい

たこともあり、外務省として、同元大使は同規定の趣旨を踏まえて御指摘の著作を出版したものと理解している。